

日光市ごみ減量化等実施指針

平成21年11月

日光市市民環境部環境課

はじめに

ごみ処理に関する問題は、私たちにとって一番身近な環境問題であり、資源の枯渇や地球温暖化など地球環境を守っていくためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の使い捨ての消費社会から、ごみの減量や資源の有効活用を推進し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を基本とした「循環型社会」への転換が求められるなか、本市においてもごみ減量・資源化は緊急の課題となっています。

この状況を踏まえ、市では平成20年3月に策定した「日光市一般廃棄物処理基本計画」において、「市民・事業者・行政の協働による減量化等の目標達成」「目標達成のためのごみ処理体制の統一」の二つの基本方針を定め、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担と責務のもと協働による循環型社会の構築を目指しています。

こうした中、日光市ごみ減量化等検討委員会（以下、「検討委員会」という。）は平成20年7月にごみの減量・資源化及び適正処理を推進するための施策について、市民との協働の視点から検討を進めるため設置されました。

検討委員会では、11回の会議のほか、新可燃ごみ処理施設建設現場や今市クリーンセンターの視察を行い、家庭ごみの有料化やごみの分別、ごみの減量・資源化を主要な課題とし、問題解決に向けた方策について議論してきました。

検討委員会からは、平成20年12月に、家庭ごみの有料化を当面先送りする方針を柱とする第1次報告書が提案され、市においても、ごみ減量・資源化施策、家庭ごみの有料化の実施時期、指定ごみ袋制度の取り扱いについての、「日光市ごみ減量化等基本方針」を策定しました。

さらに、平成21年6月、ごみ減量・資源化に関する意識を高めるために、市民・事業者・行政に求められる基本的な役割や当面実施すべき方策についての最終報告書の提案がありました。それを踏まえまして、日光市ごみ減量化等実施指針を定めます。

1 市民・事業者・行政の役割分担

- ・循環型社会の構築については、単に行政が出されたごみを適正に処理、処分を行うだけでなく、市民・事業者・行政がそれぞれの役割のもと、一体となって同じ認識のもとに協働し推進していくことが求められています。
- ・ごみ減量・資源化を促進するにあたり、市民・事業者・行政の行うべき役割を次に示します。

【市民の役割】

- ・使い捨て商品、容器の使用をさける。
- ・捨てる前に修理、再使用、資源化できるかを考える。
- ・再生品、詰め替え品、環境にやさしいエコマーク商品等を積極的に利用する。
- ・過剰包装等 unnecessary サービスは断る。
- ・マイバッグ、マイバスケット等を利用し、レジ袋は断る。
- ・生ごみ水切りの実施。
- ・分別を徹底し資源回収できるものは、ごみとして出さないようにする。

【事業者の役割】

- ・簡易包装を実施し、レジ袋の減量に努める。
- ・再生資源を利用した商品の製造、販売に努める。
- ・店頭での資源物回収など自主的なリサイクル活動に積極的に努める。
- ・事業活動に伴って排出する廃棄物の減量・資源化に積極的に努める。
- ・排出したごみについて、排出者としての責任を持つ。
- ・市の行うごみ減量・資源化施策に積極的に協力する。

【行政の役割】

- ・市民、事業者に対するごみ減量・資源化の推進について周知啓発の実施。
- ・市民、事業者へのごみに関する情報の提供。
- ・学校教育における環境教育の充実。
- ・ごみ減量に関する有効な施策について策定、実行。
- ・ごみの安定かつ効率的な収集、処理体制の確立。
- ・資源物の効果的な回収に努め資源化を図る。

2 啓発

(1) 市民・事業者への情報提供と啓発

- ・各家庭及び事業者に対し適正な排出方法を市広報、パンフレット等でごみ出しルールの徹底を図ります。
- ・クリーンセンターなどの施設見学会や職員が出向く「ひかりの里出前講座」を実施し、情報の提供、意識の啓発、要望の把握に努めます。また、ご高齢の方にも理解しやすい説明と情報提供に努めます。
- ・市民参加によるごみ減量・資源化の促進をテーマとしたキャンペーン等を実施し、市民の理解を深めるよう努めます。
- ・ごみの分別の統一後に配布するごみの出し方等のパンフレットは、見やすく、分かりやすい内容のものを作製するとともに、地域に慣れ親しんだ収集カレンダーも継続して作製し配布します。

(2) 環境教育・環境学習の充実

- ・ごみ問題に対する意識を高めるには、子どもの頃からの環境教育が大切です。小中学校における環境教育をより一層充実させるために、クリーンセンター等のごみ処理施設の見学を継続するとともにリサイクルの大切さ等、環境問題について学習する機会が十分確保されるよう、学校や教育委員会と連携を図りながら推進していきます。
- ・クリーンセンターをごみ処理・減量などの環境学習とともに、里山の自然を取り入れた自然学習と合わせ、身近で総合的な環境学習の拠点としていきます。

3 減量化

(1) 生ごみ減量化の推進

- ・家庭での生ごみの自家処理を促進するため、現在実施している家庭用生ごみ処理機器購入補助制度の積極的周知による普及拡大を図ります。
- ・生ごみを減量するため、生ごみ水切り器を全世帯に配布し、水切りの徹底の周知啓発を図りごみの減量に努めます。

(2) レジ袋削減対策

- ・栃木県レジ袋削減に関する協定に参加し、消費者団体、事業者、県、市の4者の協働によるレジ袋削減に取り組みます。
- ・市内の事業者に対し、栃木県レジ袋削減に関する協定に参加するよう働きかけます。

- ・マイバッグキャンペーンを実施し、マイバッグ、マイバスケットの普及啓発に努めます。

4 資源化

(1) 紙ごみ分別リサイクルの徹底

- ・古紙の4分別の徹底とステーション収集を月一回から二回に増やすことにより、資源化の推進を図ります。
- ・市民のリサイクルに関する意識を高め、資源化を促進するため、育成会やPTAなどによる回収団体が行う資源回収への支援として、回収量に応じた助成金の交付を今後も行っていくとともに、新規参加団体の育成や既存団体の活動向上等、回収活動の推進を図ります。

(2) プラスチック製容器包装リサイクルの推進

- ・プラスチック製容器包装のリサイクルについては、処理施設の建設と併せ分別収集の実施について、サーマルリサイクルと併せ検討します。

(3) サーマルリサイクル

- ・焼却熱を発電エネルギーとして回収するサーマルリサイクルを推進します。

5 家庭ごみの有料化

- ・家庭ごみの有料化については、国においてもその実施を推進する方針を決定しており、全国の自治体においてもその導入が進んでいます。ごみの排出量に応じた負担を求めることは、ごみの減量・資源化に積極的に協力している市民の不公平感をなくし、減量化に向けた市民の意識改革にもつながる有効な施策であると考えられます。
- ・今後3年程度、ごみ排出量の推移及び、ごみ減量・資源化施策を実施します。また、市民レベルの組織を立ち上げ、その効果を検証するとともに有料化の導入について議論していきます。

6 事業系ごみの減量化・リサイクルの推進

- ・地域間で異なる一時多量ごみの処理手数料については、無料扱いの上限設定（今市地域30kg、日光地域50kg、藤原、足尾、栗山地域100kg）を廃止し、制度の統一を図ります。
- ・事業系ごみ処理手数料については、可燃ごみ10kgあたり50円、不燃ごみ10kgあたり100円の単価は当分の間据え置き、新たに、資源物の区分を設け、ビン、カン、ペッ

トボトル、発泡スチロールを10kgあたり50円とします。また、古紙については無料とします。

- ・平成13年の「食品リサイクル法」の施行により、事業活動（食品製造、食品流通、外食産業）から排出される生ごみ（厨芥類・食品廃棄物）について、その発生抑制とともに残渣物の飼料化、堆肥化によるリサイクルへの取り組みが規定されました。このため、市内事業所、店舗等での生ごみの排出抑制、資源化に対する必要性について理解を求めています。
- ・ホテル、旅館など生ごみが大量に排出される事業所については、堆肥化、資源化等に関する情報提供、事業用生ごみ処理助成制度の創設や、発生した堆肥の受け入れ先としての有機農業との連携の確保など、支援方法について調査研究していきます。